

身延町病児・病後児保育のご案内

身延町では、仕事などの都合により、病氣中・病氣回復期にあるお子さんの育児がご家庭でできない方のために、医療機関に併設された保育施設で一時的に預かる事業を実施しています。

「子どもが病氣だけど、仕事でみる人がいない・・・」というような時には、ぜひご利用ください。

対象児童・利用条件

●対象児童は、次の①～③のすべてに該当するお子さんです。

- ① 生後6か月から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さん
- ② 身延町にある世帯または保護者が身延町内の事業所に勤務している世帯のお子さん
- ③ 当面の病状の急な悪化が認められない場合または病氣の回復期にある場合で、他のお子さんとの集団生活が困難なお子さん。

●利用の条件

保護者の勤務の都合、傷病や事故、冠婚葬祭など社会通念上やむを得ない事情により一時的に家庭での保育ができないこと。

※病児・病後児保育の利用期間は、1回あたり連続して7日以内（保育室が休みの日を除く）を原則としています。年間の利用回数制限は、ありません。

利用料

●お子さん1人1日当たりの利用料は次のとおりです。

【身延町内の世帯の方】

- | | |
|---------------------|--------|
| ・生活保護世帯、前年度住民税非課税世帯 | 無料 |
| ・その他の世帯 | 2,000円 |

【身延町外の世帯の方】

4,000円

※利用料のほか、保育に必要な実費相当額を負担していただく場合があります。



保育施設 (平成27年2月現在)

●飯富病院 病児・病後児保育室

所在地：飯富1628番地 峡南ケアホーム11とみ4階

電話番号：0556-42-2322

定員：3名 保育時間：午前8時30分～午後6時

休み：土曜・日曜・祝日、年末年始

利用の流れ

① 利用登録

ご利用にあたっては、お子さんを安全かつスムーズにお預かりするため、事前登録をお願いしています。登録手数料は無料です。

登録申請書は、すこやかセンター、役場身延支所・下部支所、町内保育所(園)、保育施設にあります。登録申請書を身延町役場に提出し、病児・病後児保育事業の利用登録決定を受けてください。

《 身延町内在住の方への重要事項 》

平成 26 年度住民税の課税状況により、利用料が異なります。平成 26 年度住民税が課税されていない世帯で、平成 26 年 1 月 1 日において身延町外に住民票があった方は、世帯の非課税証明書を添付してください。

② 主治医の診察

かかりつけの医師の診察を受けてください。病気の回復期に至っていない状態で保育室を利用する場合は、「連絡票」が必要となりますので、かかりつけの医師に記入してもらってください。

③ 電話予約（予約受付時間：開設日の午前 8 時 30 分～午後 5 時）

保育施設に電話にて利用日当日の受け入れが可能か確認し、予約してください。お子さんの病状や利用時間などをお伝えください。

利用予定日の前日までにご連絡ください。また、保育施設が休みの日は、予約の受付ができません。利用日当日の予約については、保育施設にお問い合わせください。

④ 利用申込

利用初日に次の書類を保育施設に直接持参して、利用申込をしてください。

- ・ 利用申込書
- ・ 連絡票（お子さんの状態が病気の回復期に至っていない状態の場合）
- ・ 登録決定通知書
- ・ お子さんの健康保険証、子育て支援医療費助成金受給資格者証

⑤ 保育室入室

お迎えの時刻まで、保育室でお子さんをお預かりします。

【当日の持ち物】処方された薬、昼食、着替え、パジャマ、ビニール袋など
（予約時に必要な持ち物を保育施設にご確認ください）

※保育中に必要と認める場合は、併設された医療機関でお子さんの診察を行う場合があります。

身延町役場子育て支援課 子育て支援担当

〒409-3304 身延町切石 117-1 ☎0556-20-4580（直通）

ウェブページ <http://www.town.minobu.lg.jp/kurashi/benri.php?id=342>